「国と地方の協議」(平成28年春)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れられない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
とやま地域共生型福祉推進特区	28103	認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用	住み慣れた身近な地域にあるグループホームで高齢者が安心して暮らし続けるため、外部から居宅サービスの提供を受ける必要がある場合に、認知症対応型共同生活介護事業者がその費用を負担しなければならない現行制度を見直し、福祉用具貸与や訪問看護などの利用を認め、介護報酬の対象とすること。 入居者の居宅サービスの利用が難しいのであれば、入居者の状態の変化（重度化、医療的ケアの必要など）に対して、事業所の負担で個別に福祉用具貸与や訪問看護が提供できる新たなサービス体制を整える事業所に対して個別加算する仕組みを構築すること。 これにより、グループホームでのサービスが多様化し、入居者は状態の変化に応じた適切なサービスを受けることができるようになり、ひいては、地域包括ケアの理念にも合致し、総合特区の目的である地域共生型社会の実現に寄与するものと考える。	高齢者が身近な地域で生活を継続するためには、多様なサービスの提供・展開が必要である。 認知症対応型グループホームにおいて、入居者のニーズに応じてきめ細かくサービスを提供できるよう環境を整備することが課題解決に資するものと考える。	1回目	厚生労働省	老健局総務課認知症施策推進室	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）第99条第2項 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示）　別表（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表）の5	F	－	－	認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。	平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業では、回答があったもののうち、7割近くが現行の介護報酬制度の下で「ニーズに応じた福祉用具の提供ができている」との結果であった。また、貴県から提示いただいたグループホーム利用者の医療ニーズについて不足している割合が一定程度あったとの結果が示されたが、具体的な利用者の状態など、詳細な状況が明らかになっていないため、提案の内容が適当であるかは現時点では判断することができない。 本件については、加算の水準がどうあるべきかについて、医療機関との連携等も含めたグループホームに必要な役割や機能を踏まえつつ、次期介護報酬改定（平成30年度）を見据えて介護給付費分科会において議論がなされていくものと考えている。	d	・高齢者が身近な地域で生活を継続するためには、多様なサービスの提供・展開が必要なことから、本県は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）において、入居者のニーズに応じてきめ細かくサービスを提供できるよう環境を整備すべきと提案しているところである。 ・平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業による事業所へのアンケート調査では、福祉用具の提供について、現行の介護報酬制度の下で「ニーズに応じた福祉用具の提供ができていると思う」と回答した事業所が7割あった一方、3割の事業所は個々人の容態、ニーズに応じた福祉用具の提供ができていないと回答している。 医療ニーズへの対応については、4年前との状態比較において、約5割のグループホームで医療ニーズがある利用者が増加傾向にあるとの回答があった一方で、回答者全体の約8割が医療連携体制加算を算定しているものの、「胃ろう・経管栄養」は約7割、「インシュリン注射」、「痰の吸引」は約6割が「対応不可」と回答しており、日常的な医療行為に対応できる体制が必要であることが示されている。 ・こうした調査結果をふまえ、認知症高齢者への対応をより適切に行うための対応策の一つとして、本県の提案は有効かつ効果的であると考えており、特区内にこだわらず全国で実施しても差し支えないものと考える。 ・今後、認知症対応型共同生活介護を利用する入居者の身体的な重度化の進行に伴う対応について、次期介護報酬改定（平成30年度）を見据えて議論がなされるとのことであるが、介護給付費分科会の議論を踏まえて再提案を検討したい。	厚生労働省から、本件については次期介護報酬改定（平成30年度）を見据えて介護給付費分科会において今後議論がなされる旨の見解が示され、自治体は、同分科会における議論を踏まえ再提案を検討することとしているため、一旦協議を終了する。 自治体は、本格的な報酬改定の議論が始まるまでに、自治体が提案する加算の必要性を示す資料や調査結果を提示できるよう努め、厚生労働省は、自治体に対し、検討のスケジュールや必要とする情報を示すなど、前向きに検討・協議を行うこと。	V
					2回目												